

令和2年4月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和2年4月21日（火） 午後1時00分～午後2時20分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F
3. 出席者 教育長及び委員

教育長 高澤 茂夫
委員 武井 紀夫
委員 渡部 佳子
委員 豊田 雅之
委員 井上 美鈴

職員

教育部長	岩埜 伸二
教育部次長兼教育総務課長	中村 伸一
教育部参事兼学校教育課長	今井 克彦
学校給食課長	重城 秋子
生涯学習課長	鈴木 和代
資産管理課長	佐藤 慎悟
（会議事務局）	
教育総務課主任主事	萩原奈央子

4. 傍聴人数 0名（非公開議案2件）

5. 議 案

議案第12号 木更津市家庭教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則の制定について

議案第13号 令和2年度教科用図書君津採択地区協議会規約の承認について

議案第14号 令和2年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について

6. 報告事項 なし

7. 議事大要

○高澤教育長

定刻となりましたので、令和2年4月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、渡部委員にお願いいたします。

また、前回3月定例の会議録につきましては、武井委員と私が確認し、それぞれ署名をいたしました。

それでは、議案の審議に入ります。はじめに、議案第12号「木更津市家庭教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○中村教育部次長

議案第12号「木更津市家庭教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。本議案は、木更津市家庭教育指導員の廃止に伴い関係

規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。このことについては、会計年度任用職員制度への移行に伴い現在すでに任用されていない家庭教育指導員の規則について、廃止をしようとするものでございます。なお、この規則は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○井上委員

家庭教育指導員とはどういったお仕事になるのでしょうか。

○鈴木生涯学習課長

文字通り家庭教育に関する指導及び相談を行うという目的で設置していたものでございます。かつて青少年指導センターという機関が存在しておりました際、非常勤職員として置いておりました。青少年指導センターは青少年の非行防止を目的に設置しておりました機関で、補導・相談業務等を行っておりました。平成17年度頃まではその職員を任用しておりましたが、その後については任用した経緯がなく、会計年度任用職員制度が始まったことにより、改めて現在の規則等を見直し、本規則については廃止しようとするものでございます。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第12号「木更津市家庭教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

議案第13号「令和2年度教科用図書君津採択地区協議会規約の承認について」

議案第14号「令和2年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について」

を説明。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項でございますが、今月の報告案件はございません。

続きまして、その他の事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・令和元年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価（素案）について

説明：中村教育部次長

- ・令和元年度定期監査の結果について
説明：中村教育部次長
- ・債権の放棄について（学校給食費債権）
説明：重城学校給食課長
- ・G I G Aスクール構想に係る契約等の進捗状況について
説明：佐藤資産管理課長
- ・今後の教育委員会会議の開催について
説明：中村教育部次長

○高澤教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

○井上委員

先ほど、その他案件の中で渡部委員よりお話もございました、子どもの挑戦等を大人が後押しするというものですね、とても良い取り組みだなと感じたところがございます。それと合わせてですが、現在の事態において不安を持っている保護者や、特に小さい子などにもいると思います。そうした中、国立成育医療研究センターのホームページにおいて「新型コロナウイルスと子どものストレスについて」という題で、親子でできるストレス解消編等の解説をしているページがございます。保護者の方はもちろん、こういった相談事について学校の先生が受けていることもあるでしょうし、教育委員会としても一つの参考にしていただければと感じましたので、ご紹介も兼ねてこの場でお話させていただきました。ホームページからはPDFのダウンロードもできるようになっておりますし、例えば市のホームページにリンクを貼ることも問題ないと思いますので、よろしければご活用ください。

○渡部委員

質問になりますが、今小中学校に通っているお子さんについては今後なかなか休校解除が見えない、仮に一旦解除したとしてすぐに休校に戻るといったことも可能性としてあり得ると思っております。そうしますと、本来その年度で教わるべきだった内容がきちんと修了できないままになってしまうことも十分考えられます。今の時点ではまだ何とも言えないことなのかも知れませんが、方向性等があったらお伺いしたいのですが。

○高澤教育長

渡部委員のおっしゃる通り学習内容が追い付かない可能性はございますが、現時点ではまだ何とも言えない状況です。現状の仕組みだけでお話しするのであれば、小中学校は義務教育のため、単位制ではありませんので進級させること自体に問題はないと考えられます。しかしながら高校・大学は単位が必要ですし、受験等の問題もありますので今後検討という形になると思われれます。

○豊田委員

休校により、家庭内で潜在化してしまっているようなネグレクト、DV等の問題は大丈夫なのでしょうか。教育委員会で把握している、あるいは学校等からアクセスしているといった対応はされているのでしょうか。

○今井教育部参事兼学校教育課長

休校中の児童生徒の状況については、各校の担任の先生を中心にそれぞれ連絡を取って様子を伺っているところでございます。現段階で家庭内暴力等の傾向があった等の報告は受けておりませんので、現状、市内でそういった事例は起きていないと考えております。

○豊田委員

DVとまではいかずとも、毎日ずっと親子で一緒にいることから煮詰まってきたりと言いますか、そういったお話もあり、学童の預かりで少し発散してもらったりということもございます。利用できるところはどんどん利用いただければと思うのですが、若干そういった心配もあるのかと考えております。

○今井教育部参事兼学校教育課長

過去に虐待等があったと思われる家庭については特に注意して見てもらうよう、学校にもお願いしているところでございます。引き続きそういった点には注意してまいりますと考えております。

○武井委員

やはり今は家にいる子どもが多いとは思いますが、学校の校庭を開放するといった検討等がありますでしょうか。

○今井教育部参事兼学校教育課長

予定としてはございません。どうしても開放してしまいますと子どもたちが集まり、3密の状態になることが想定されますので、難しいと考えております。

○武井委員

ソーシャルディスタンスだけ守っていただいてというのもやはり難しいところになりますか。

○今井教育部参事兼学校教育課長

実際に現場においてどこまでを許可するかという判断もありますし、例えば子どもがたくさん集まってしまった場合に子どもを無理に出でいかせるのも難しい話になってまいります。こちらから積極的に開放し、来てくださいといった指導は現在の状況ではできないかと考えております。

○豊田委員

現状、少なくとも5月6日までは休校が続きますが、その後休校が解除されたとして、夏休みの期間を短縮するといったことは検討されているのでしょうか。

○高澤教育長

まだ保護者の方にお話はしておりませんが、少なくとも4月分のひとはすでに遅れていることとなりますので、仮に5月7日から再開したとしても夏休みは短くなる予定です。ただ心配なのは5月7日以降も休校が続く場合ですね。いずれにしても今後の状況を見つつ検討したいと考えております。

○渡部委員

こちらも何とも言えない話かもしれませんが、学校を再開したのち、万が一コロナにかかった先生や児童生徒がいた場合、どのような対応になるのでしょうか。

○今井教育部参事兼学校教育課長

大きな方針としては、県から出ている指針に基づき対応してまいりたいと考えております。しかしながら1人出てしまった場合、その学校だけ閉鎖というわけにもいかない可能性も十分ございますのでその時々判断という形になってしまうと思われま

○高澤教育長

ほかになければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、令和2年4月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長
委 員